

静岡県立青少年教育施設使用料・利用料金減免対象者判別フローチャート

減免の対象施設

- ・静岡県立観音山少年自然の家
- ・静岡県立三ヶ日青年の家
- ・静岡県立朝霧野外活動センター
- ・静岡県立焼津青少年の家



減免対象者の判別

義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事の参加者か

YES

児童及び生徒を引率する者か

YES
NO

減免対象

NO

原則減免対象外

(県又は県教育委員会主催事業は減免対象)



次のいずれかに該当する児童・生徒か

- ①生活保護を受けている
- ②児童福祉施設の入所者又は通園者
- ③身体障害者手帳を交付されている
- ④療育手帳を交付されている
- ⑤精神障害者保健福祉手帳を交付されている
- ⑥特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている
- ⑦指定難病登録者証を交付されている



YES

減免対象

NO

減免対象外



備考

- ・就学援助受給者であっても、生活保護を受給していない準要保護の児童生徒は減免対象外です。
- ・特別支援学校又は特別支援学級に所属している児童生徒（就学奨励費の対象である児童生徒）であっても、上記③から⑦の手帳等の交付を受けていない児童生徒は減免対象外です。
- ・不明な点は静岡県教育委員会社会教育課（054-221-3703）までお問合せください。